

公益社団法人熊本西法人会 部会運営規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人熊本西法人会（以下「本会」という。）定款第34条の規定に基づき、部会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(部会組織)

第2条 本会に次の部会を設置する。

- (1) 青年部会
- (2) 女性部会

(部会の権限)

第3条 部会は、本会の事業計画に従って各部会の実状に応じた事業を自主的かつ積極的に推進するものとする。

(部会会計)

第4条 部会の会計は、原則として本会の会計責任者が管理する。ただし、部会に移管されたものについては、それぞれの責任者が管理できるものとする。

- 2 部会の収支については、遅滞なく本会会長に報告しなければならない。

(部会員)

第5条 部会員の資格等については、別に定める会則によるものとする。

(部会役員)

第6条 部会には、30名以内の役員を置き、部会員の中から選考委員会に於いて選任する。

- 2 選考委員会については、別に定める会則によるものとする。
- 3 部会役員のうち1名を部会長、若干名を副部会長とする。

(部会役員の職務)

第7条 部会長は、所属部会を代表する。

- 2 副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故ある時はその職務を代行する。

(部会役員の任期等)

第8条 部会役員の任期等については、本会役員の規定を準用する。

(部会の会議)

第9条 部会の会議は、会員会議及び役員会とし、必要に応じて部会長がこれを招集する。

- 2 会員会議は部会員の全員をもって組織し、役員会は部会役員全員をもって組織する。
- 3 会員会議及び役員会の議長は、部会長をもってこれに充てる。
- 4 部会における会議の運営については、本会定款の規定を準用する。

(本会への報告)

第10条 部会長は、会員会議及び役員会の審議事項のうち重要なものについて、遅滞なく本会会長に報告するものとする。

(改 廃)

第11条 この規程を改廃するときは、本会理事会の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

公益社団法人熊本西法人会 女性部会会則

(名 称)

第1条 この会は、公益社団法人熊本西法人会（以下「本会」という。）女性部会（以下「本部会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本部会は、事務所を本会事務局に置く。

(目 的)

第3条 本部会は、本会部会運営規程第3条の規定に基づき、女性としての視点に立って本会の事業を積極的に推進するとともに、研修会及び親睦交流等を通じて部会員の自己啓発を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 本部会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 税務、経営一般にわたって、女性の果たす分野についての各種講習会、研修会の開催
- (2) 税務当局及び本会役員との懇談会の開催
- (3) 会員相互の啓発と親睦を図るための行事
- (4) 先進地の視察、優良企業の見学
- (5) 本会の行う各種行事への参画及び推進
- (6) その他、本部会の目的達成に必要な事業

(部会員)

第5条 本部会の部会員は、本会の会員企業に所属する、女性の経営者並びに幹部等とする。

(役員を選出)

第6条 選考委員会は部会長、副部会長によって構成する。なお、部会長及び副部会長の選任は、部会員の過半数の同意をもって行う。

(負担金)

第7条 部会員は、毎年度6,000円（月額500円）の負担金を支払わなければならない。

- 2 その負担金は、女性部会会員支援事業に全額充てる。
- 3 部会長は、必要に応じて臨時の負担金を徴収できるものとする。

(改 廃)

第8条 この会則を改廃するときは、本会理事会の承認を得なければならない。

附 則

この会則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

公益社団法人熊本西法人会 女性部会 慶弔規程

- 第1条 女性部会の役員、会員（以下本人という。）の慶弔見舞金に対しては本規定による。ただし、役員・会員または関係者からの届出等に基づいて行う。
- 2 顧問・相談役及び全役員若しくは特に関係のある者については、本規定に準じて協議の上部会長が決定する。
 - 3 本規定に定めのない事項について特に必要と認める場合は、協議の上部会長が決定する。

第2条 本人及びその家族死亡のときは、次の区分により弔慰金を贈呈する。

区 分	本 人	配 偶 者	本人の父母及び子並びに同居する配偶者の父母
役 員	香典 (10,000 円) 弔 電	香典 (5,000 円) 弔 電	弔 電
会 員	弔 電	弔 電	弔 電

第3条 本人の火災、風水等の災害に対する見舞金は、被害状況を勘案のうえ、部会長が役員・理事と協議のうえ贈呈する。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。